

# 要介護認定者の

# 障がい者控除 及び おむつ代の医療費控除 について (お知らせ)

## 1) 障がい者控除

65歳以上の人のうち、12月31日時点(死亡者は死亡時)で要介護認定期間が継続している人で、認定基準のいずれかに該当する人は、豊田市が発行する「障がい者控除対象者認定書」にて確定申告で所得控除を受けることができます。

### 所得控除の種類及び豊田市の認定基準

	厚生労働省の示す認定の基準		豊田市の認定基準
	認定	基準	
障がい者	(1)知的障がい者 (軽度・中度)に準ず	●知的障がい者の障がいの程度の判定基準(重度以外)と同程度の障がいの程度であること	要介護1以上 かつ 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上に該当する人
	(2)身体障がい者 (3級～6級)に準ず	●身体障がい者の障がいの程度の等級表(3級～6級)と同程度の障がいの程度であること	要介護1以上 かつ 主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度A以上に該当する人
特別障がい者	(1)知的障がい者 (重度)等に準ず	●知的障がい者の障がいの程度の判定基準(重度)と同程度の障がいの程度であること 又は ●精神上的の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者と同程度の障がいの程度であること	要介護4以上 かつ 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ又はMに該当する人
	(2)身体障がい者 (1級、2級)に準ず	●身体障がい者の障がいの程度の等級表(1級、2級)と同程度の障がいの程度であること	要介護4以上 かつ 主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度Cに該当する人
	(3)ねたきり老人	●常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること (6か月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態)	要介護1以上 かつ 6か月以上常に臥床し、主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度Cに該当する人

※ 視覚障がい、聴覚障がい、内部障がいについては、介護保険認定情報では判断できないため、対象としません。

※ 障がい者・特別障がい者いずれにも該当する場合は、特別障がい者として認定します。

※ 認定書については、毎年発行するものではなく、対象者の障がい事由の変更・消滅が生じなければ複数年使用できます。

## 2) おむつ代の医療費控除

寝たきりで、医師がおむつの使用を必要と認めた人は、おむつ代(紙おむつの購入料および貸おむつの賃借料)について、医師が作成した「おむつ使用証明書」又は要介護認定者につきましては、市が要介護認定に当たり作成される主治医意見書の内容を確認した証明書にて確定申告で医療費控除を受けることができます。

- 対象 要介護認定の主治医意見書において「障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB以上であり、かつ「失禁への対応」としてカテーテル使用又は尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性が高い状態」が確認できる方

1年目の人	おむつを使用した当該年に受けていた要介護認定、及び当該認定を含む複数の要介護認定(有効期間が連続しているものに限る)の有効期間を合算して6か月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書(複数の認定に係る全て)
2年目以降の人	おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書もしくは当該年に作成されていない場合は、当該年に受けていた要介護認定(有効期間が13か月以上のもにに限る)の審査に当たり作成された主治医意見書

※ おむつを使用した当該年の途中で使用者が亡くなられた場合 上記の1年目、2年目以降に応じてそれぞれの要件を満たす場合は、死亡日までに使用したおむつ代が対象です。

※ 令和5年以前のおむつ代を申告する方で、おむつ代について医療費控除を受けるのが1年目の人は、医師発行の「おむつ使用証明書」(様式は市窓口で配布)が必要です。

該当すると思われる方は、事前に問合せ・確認の上、申請にお越しく下さい。

<問合せ・申請先> 豊田市役所 介護保険課 認定事務係 電話(0565)34-6911(直通)